

条 例 見 直 し 調 書

作成年度

平成 20 年度

条 例 名	神奈川県建築士法関係手数料条例		
条 例 番 号	平成 12 年神奈川県条例第 14 号	法 規 集	第 12 編第 6 章第 2 節
所 管 部 局 室 課	県土整備部建築指導課		
条 例 の 概 要	建築士法に規定する二級・木造建築士の免許の登録、試験の実施及び建築士事務所の登録に関する事務に係る手数料に関し、必要な事項を定めている。		
検 討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性 （現在でも必要な条例か。）	二級・木造建築士免許登録、建築士事務所登録及び二級・木造建築士試験の実施の事務は、登録者、受験者等の特定の者のために行うものであり、その事務に係る手数料に関する事項を定めた条例は必要である。	
	有効性 （現行の内容で課題が解決できるか。）	本条例に定めている手数料の額は、人件費等を基に算定して適正なものとしているが、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正等を踏まえ、手数料の額の改正を検討する。	<ul style="list-style-type: none"> ・二級・木造建築士免許の新規登録件数（19年度） 二級建築士 495 件 木造建築士 4 件 ・建築士事務所登録件数（19年度新規・更新登録） 一級建築士事務所 1,320 件 二級建築士事務所 552 件 木造建築士事務所 4 件
	効率性 （現行の内容で効率的といえるか。）	二級・木造建築士試験の実施については、指定試験機関に委任し、効率的に事務を執行している。また、免許及び建築士事務所の登録に係る事務についても、建築士法の改正により指定登録機関に移管できることから、事務の効率化の観点から指定登録機関の移管を踏まえ、必要な改正を検討する。	
	基本方針適合性 （県政の基本的な方針に適合しているか。）	二級・木造建築士試験の実施は、指定試験機関に委任しており、二級・木造建築士免許登録及び建築士事務所登録の実施は、指定登録法人制度を導入するため、「神奈川県民間活力活用指針」の考え方に合致している。	
	適法性 （憲法、法令に抵触しないか。）	建築士法及び地方自治法の規定に基づく内容となっており、憲法、法令に抵触しないものである。	
その他			
見直し結果	改正・廃止の必要はない。	理 由	特 記 事 項
	改正・廃止を検討する。	建築士法等の改正を踏まえ、手数料の額の改正並びに二級・木造建築士の免許及び事務所の登録事務に、指定登録法人制度導入のための改正を検討する。	
次回見直し予定	未定	見直し規定の有無	有 (無)